

宅 第 506 号

昭和58年3月31日

夷隅郡岬町桑田1271

ブロック大洋株式会社

代表取締役 飯塚 弘 芳 様

千葉県都市部長

宅地造成等規制法施行令の技術基準におけるコンクリ

ートブロック練積み造の擁壁の取り扱いについて

昭和57年12月20日付けで要望があつたこのことについて、
昭和40年6月14日建設省告示第1485号及び下記の各号に
定めるところにより使用するものであれば支障ないので回答しま
す。

なお、告示の規定に基づく壁体の曲げ強度試験を、実際に使用
する材料、製品を用いて早急に行い報告するよう申し添えます。

記

1 製品は、貴社において日本工業規格 (J I S A 5 3 2 3) 及
び千葉県土木部コンクリートブロック品質管理基準に基づき品
質管理し、適合した高木式マルコン間知ブロックとし、控え長
さ35センチメートル以上 (壁面重量350キログラム毎平方
センチメートル以上) を使用すること。

2 胴込めに用いるコンクリート四週圧縮強度は、告示の規定に
かわらず180キログラム毎平方センチメートル以上とする

こと。

3 造成事業の許可申請 (設計) 等及び施工にあつては事業者
及び設計者に対して別途条件を付すが、当該ブロック製造者に
おいても、製品の品質を証明するとともに技術指導を十分に行
うこと。

昭和58年4月1日より社名変更

千葉特殊コンクリート工業株式会社

代表取締役 飯塚 弘 芳

平成12年4月1日より社名変更

千葉県いすみ市岬町桑田1271

株式会社トツコン

代表取締役 飯塚 弘 芳

千
葉
県